



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イングランドの”司教補佐”：1300年から1541年まで（上）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 38(3), 1-24
Issue Date	1990-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33557
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(3)_PL1-24.pdf



イングランドの“司教補佐”

——1300年から1541年まで

(上)

東 出 功

《は じ め に》

本稿で“司教補佐”とは“archdeacon (archidiaconus)”の訳語である。語義にそくしていえば“大助祭”であろうが、筆者は語義よりも教会の職階制度における“大助祭”の地位を明確に表現すべく以前から拙稿^{a)}でこの訳語を選択している。本稿ではこの司教補佐なるものの実態について、可能な限り広角的に検証し素描したい。検証の対象は表題に明記の通り主として“イングランドの司教補佐”であるが、必要に応じてウェイルズの司教補佐にも言及する。また僅少なながらスコットランドやアイルランドの司教補佐の事例を参照することもある。司教補佐の人名や在任期間は、次の『聖職者目録』によって確認された。

John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae, 1300-1541*, 12 vols.,
(University of London, 1962-67)

この12巻は『目録』全体の第2部に相当し、しかもすべての司教座を網羅してすでに改訂・刊行を完結している。ちなみに第1部は1066年から1300年まで、また第3部は1541年から1857年までの聖職者を収録しているが、第1部・第2部にはいまだに未刊の司教座が残っている。本稿の上限・下限が“1300年から1541年まで”となっているのは、この第2部に準拠したからにはかならない。

a) 「12世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——R・H・C デイヴィス論文の試訳と解説」『東海大学札幌教養部彙報』第7号(1987年); 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政(上・中・下)」『北海道大学文学部紀要』通巻62・

63・64号(1988年);「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J・H デントンの所説に関する覚書(上・下)」『北海道大学文学部紀要』通巻65・66号(1989年);「<再説> ロンドン聖マルティヌス大聖堂——J・H デントンの所説に関する覚書」『北海道大学文学部紀要』通巻67号(1989年)。

司教補佐といえば“suffragan bishop (episcopus suffraganus)”もまた正規の司教の補佐役であるが、この役職には慣例の通り“属司教”の訳語がふさわしい。何故か。属司教もまたすでに司教位に叙任されており、属司教の称号は他の司教あるいは大司教への従属の関係を示している。まずすべての司教は大司教との関係において属司教であった。いわば無任所の司教がイングランドの司教座の属司教職を占めることもあった。いわゆる“bishops in partibus infidelium”すなわち異教地の司教がそれであり、彼らは異教地に架空の司教座を与えられるが、実質的にはしかるべき司教座の寄寓者に過ぎなかった。スコットランドやアイルランドの司教がイングランドの司教座に属司教として配属されたこともある^{b)}。司教補佐はあくまでも司教の補佐役であって、彼自身は司教位に叙任されていない。

b) 異教地の司教座の司教に発令されるということは、そのような司教座が現実には存在しないので、無任所の司教になることを意味する。筆者はかつて別稿において Thomas Merks に言及した。彼は 1339 年にカーライルからペルシアの Samastion (Salma or Selma) の司教座へ、つまり架空の司教座へ左遷されているが、実質的にはまずウィンチェスタ司教座に、また後にはカンタベリ大司教座に属司教として寄寓している。“Bishops of England and Their Connection with the King, 1272-1485” (Part Two) 北海道大学文学部『人文科学論集』第 12 号 (1975 年), 20 頁。ならびに「中世後期における国家と教会」イギリス史研究刊行会『イギリス史研究』No. 29 (1980 年), 9 頁。その他の属司教について, E. B. Fryde et al. (ed.), *Handbook of British Chronology*, 3rd ed., 1986, pp. 284 ff.

ほかに司教座聖堂参事会の“dean (decanus)”つまり参事会長もまた司教の補佐役であるが、本稿ではこれにも慣例によって“参事会長”という訳語を充てた。端的に言えば参事会長は司教座聖堂の内部の管理・運営という分野で司教を補佐し、本稿でいう司教補佐は司教管区において、すなわち聖堂の外部で司教の裁判管轄権を代行し、その任務を通じ

て司教を補佐した。いいかえると司教は、司教座聖堂の首長としては参事会長を補佐役とし、司教管区の首長としては司教補佐を権限の代行者とした。いわゆる“大助祭”だけを“司教補佐”と呼ぶことについては、当然にも異論が予想される。しかし“司教座参事会長”といえはそれだけで司教との関係が明白であるのに対して、他方の“大助祭”では品級としての“助祭”の印象が過度に強調される一方で、司教との関係を明示しえない。筆者がこれまで“大助祭”という訳語を避け、あえて“司教補佐”という訳語を選択している理由は、ほぼ以上の通りである。なお司教補佐の品級については、後段で検証する。結論の要点を先取りしていえば、大半の“大助祭”は品級において“司祭”であり、字義の通り“助祭”の品級の“大助祭”はむしろ僅少な例外に過ぎない。

本稿の課題は、すでに述べたように司教補佐なるものの実態について可能な限り広角的に検証し素描することにある。何故そのような作業が必要か。理由は単純であって、これまでわが国の研究者の間では司教補佐の実態に関して十分な情報が共有されていないからである^{c)}。筆者自身はイングランド中世における国家・教会の相互補完的な関係の検証を積年の課題として、司教職の占有者についてはすでに拙稿^{d)}を発表している。司教補佐職あるいはその占有者に関する実態検証は、筆者にとってこの旧稿の延長であり、旧稿の発表以来の懸案であった。

c) それはわが国だけの特殊事情というよりも、むしろ一般的な状況ではないか。たとえば Frank Barlow, *The English Church, 1066-1154* (1979) では司教補佐関係の文献として Charles T. Clay, 'Notes on the chronology of the archdeacons of the church of York', *Yorks. Arch. Journ.* xxxvi (1944-47); A. Hamilton Thompson, 'Diocesan organization in the Middle Ages: archdeacons and rural deans', *Proc. of the Brit. Academy*, xxix (1943) の2点にしか言及されていない。後者にしても司教管区制度に関する概括的展望であって、広角の実態検証とはいえない。

d) 前出 注 b) 拙稿のほかに「中世イギリスの国家と教会」学生社『中世史講座』5 (1985年) がある。

[I]

フランク＝バーロウは、司教補佐制がイングランドへ本格的に導入され定着するまでの事情について次のように概括している。

「archdeacons と呼ばれるものは、なるほどアングロ＝サクソン期の教会にも存在した。しかし territorial archdeaconries の存在については、おそらくヨークの“司教管区”を例外として、当時の他の司教管区では疑問視すべきである。」¹⁾

ここで“territorial archdeaconries”とは、明確な領域あるいは管区としての“archdeaconries”つまり制度としての“司教補佐管区”の意味であろう。逆にアングロ＝サクソン期の“archdeacon”とは、著者自身の表現によれば“bishop’s personal assistant”として司教から偶発的な任務を与えられたに過ぎず、恒常的なあるいは固有の権限や管区を欠いていた。ではヨークが例外であったというのは何故か。その点について著者は、ウスタ司教 Oswald (d. 992) ならびに Wulfstan (d. 1023) がいずれもヨーク大司教を兼任した結果として、一方に不在のばあいには不在の管区に代行者を置く必要があったこと、また両者が大陸の教会の事情に精通していたことを指摘する。大陸における司教補佐制度に精通していた、ということである。さらにヨーク大司教自身の直轄の“司教管区”が遠くてしかも広大であったことも、この制度の早期導入の背景として考えられている²⁾。

1) Barlow, *op. cit.*, p. 48.

2) ditto, *The English Church 1000-1066*, 1979, pp. 247 f.

要するにバーロウによれば明確な司教補佐職あるいは“管区”の制度はノルマン教会で形成されたもので、その形成過程においては次の諸会議とそれぞれの決定とが注目されている。

◎ Archbishop Mauger of Rouen’s council (*ante* 1046)

司教補佐職の権限を明確にした。

◎ Archbishop John's council of Rouen (1076)

司教補佐職の売買を禁止した。

◎ Council of Lillebonne (1080)

司教補佐に管区内の巡察 visitation を義務づけた。

◎ Archbishop Lanfranc's general council? (? 1072)

司教に対して司教補佐等の任命を指示した³⁾。

大司教ランフランクの指示は急速に浸透した。複数の州を含むような広い司教管区はほぼ州の区分⁴⁾に従って複数の司教補佐管区に分割され「1120年までに司教補佐職はイングランドの教会において重要な地位を確立した。」ランフランクの指示からわずか半世紀以内のことである。

3) Barlow (1979), pp. 48 f. なおこの最後の会議についてバーロウ自身は“what may have been Lanfranc's first general council (Winchester-Windsor, ? 1072)”として、ランフランク主宰の最初の全国教会会議であるか否かについて断定を避けた。Cf. D. Whitelock et al. (ed.), *Councils and Synods, with other documents relating to the English Church*, I, A. D. 871-1204, Part II, 1066-1204 (1981), pp. 591-607; *Handbook* (1986), p. 590.

4) 司教補佐管区の区分と州の区分との対応関係については、後段で具体的に検討される。

〔II〕

本稿はすでに述べたように、1300年から1541年までの期間を対象とする。ではこの時期の司教補佐管区は具体的にどのように区分されていたか。次の〔第1表〕は、前出のジョン＝ル＝ニーヴ『聖職者目録』の第2部を典拠として、司教管区別に司教補佐管区を列挙したものである。なおこの一覧表には、やはりカンタベリ大司教管区に含まれるものとしてウェイルズの司教管区・司教補佐管区をも併記した。

兩大司教管区 (provinces) に含まれる司教管区 (dioceses), またそれらに含まれる司教補佐管区 (archdeaconries) は、本稿が対象とする時期を通じて〔第1表〕の通りである。司教座については、参事会の種別をも示した。まずバース＝アンド＝ウェルズ司教座参事会は、注記の通り

[第1表]

PROVINCES, DIOCESES AND ARCHDEACONRIES
OF ENGLAND AND WALES

SOUTHERN PROVINCE (Province of Canterbury)

[England]

Bath and Wells (secular)*: Bath, Taunton, Wells

Canterbury (monastic)**: Canterbury

Chichester (secular): Chichester, Lewes

Coventry and Lichfield (secular): Chester, Coventry, Derby, Salop,
Stafford

Ely (monastic): Ely

Exeter (secular): Barnstaple, Cornwall, Exeter, Totnes

Hereford (secular): Hereford, Shropshire

Lincoln (secular): Bedford, Buckingham, Huntingdon, Leicester, Lincoln,
Northampton, Oxford, Stow

London (secular): Colchester, Essex, London, Middlesex

Norwich (monastic): Norfolk, Norwich, Sudbury, Suffolk

Rochester (monastic): Rochester

Salisbury (secular): Berkshire, Dorset, Salisbury, Wiltshire

Winchester (monastic): Surrey, Winchester

Worcester (monastic): Gloucester, Worcester

[Wales]

Bangor (secular): Anglesey, Bangor, Merioneth

Llandaff (secular): Llandaff

St Asaph (secular): St Asaph

St Davids (secular): Brecon, Cardigan, Carmarthen, St Davids

NORTHERN PROVINCE (Province of York)

[England]

Carlisle (monastic): Carlisle

Durham (monastic): Durham, Northumberland

York (secular): Cleveland, East Riding, Nottingham, Richmond, York

*) secular: served by secular canons, dean and chapter.

**) monastic: served by Benedictine monks, prior and convent, except
Carlisle served by Augustinian canons.

“在俗参事会員”によって構成されている。ウェルズ司教座には統合以前から在俗参事会が設置されていたのに対して、バースの司教座はベネディクトゥス会派所属のバース修道院に置かれており、従ってその参事会は“修道参事会員”によって構成されていた。両者が1245年に統合されてからは、ウェルズに在俗参事会が置かれる。

カンタベリ大司教座の参事会は注記の通り修道参事会員によって構成される。在俗参事会が“dean and chapter”と呼ばれるのに対して、旧バース司教座やカンタベリ大司教座等の修道参事会は“prior and convent”と呼ばれる。

コヴェントリ＝アンド＝リチフィールド司教座は、まずリチフィールドからチェスタへ、またチェスタからコヴェントリへと移転した。1228年からはコヴェントリのみならずリチフィールドにも司教座を置くという形で、前出のバース＝アンド＝ウェルズ司教座とともにいわゆる“double title”の司教座として定着する。一方のコヴェントリには修道参事会があり、他方のリチフィールドには在俗参事会が置かれ、後者が司教管区の行政の拠点になった。修道参事会・在俗参事会の双方のうちでは、ここでも後者が管区行政の拠点になっている。

ヨーク大司教管区には、大司教自身の“司教管区”のほかにカーライル・ダラムの2司教管区があり、しかもカーライル司教座の修道参事会員の所属はベネディクトゥス会派ではなく、〔第1表〕に注記の通りアウグスティヌス会派であるという点でまさに唯一の例外であった。

ここでは念のため参事会の種別にも言及したが、本稿の課題は司教補佐職の実態検証であり、その関連では司教補佐“管区”の実態が問題となる。また補佐管区の実態検証には、あらかじめその上位区分としての司教管区の実態をも再確認しておく必要がある。次の〈参考図〉はそのためのものであり、左の地図はイングランドならびにウェイルズにおける州の区分を示す。リンカン・ヨークの2州についてはその下位区分として“ridings”¹⁾をも示した。右の地図では司教管区の区分を示した²⁾。

司教管区の下位区分つまり補佐管区の区分については、後段で若干の

州の事例にそくして検討する。

-
- 1) 古くは “trithings” と表記され、州の “3 区分” を示しているが、リンカン州においては一般に “parts” と呼ばれる。
 - 2) 左右の地図はそれぞれ次の地図を参考に作成した。
 - Great Britain HISTORICAL SITES Medieval & Modern Post 1066 (*Concise Oxford Atlas*, 1952, pp. 14-15).
 - MEDIEVAL BRITAIN Selected Sites with Dioceses (*Concise Oxford Atlas*, 2nd ed., 1958, pp. 4-5).
-

州は実数において司教管区のほぼ 3 倍に及んでいる。その中で 1 対 1 対応あるいは近似的な 1 対 1 対応が見られるところは、次の 3 例に過ぎない。

- Diocese of Ely: Cambridgeshire
- Diocese of Chichester: Sussex
- Diocese of Bath and Wells: Somerset

次の諸例では 1 対 2 あるいは 1 対 2 以上の対応が見られる。

- Durham: Durham・Northumberland
- Exeter: Cornwall・Devonshire
- Norwich: Norfolk・Suffolk
- Winchester: Hampshire・Surrey
- London: Essex・London・Middlesex
- Salisbury: Berkshire・Dorsetshire・Wiltshire
- Lincoln: Bedfordshire・Buckinghamshire・Hertfordshire・
Huntingdonshire・Leicestershire・Lincolnshire・
Northamptonshire・Rutland

逆にカンタベリ・ロチェスタの両司教管区は、2 対 1 でケント州 (K) に対応する。またヘレフッド・ウスタの両司教管区にはそれぞれ同名の州 (He・Wo) があるにもかかわらず、いずれも領域としては司教管区の方が広く、同名の州はそれらの一部分に過ぎない。さらにカーライル司教管区はカムバランド (Cu)・ウェスマランド (We) の 2 州にわたっているが、2 州のいずれについても全域には及んでいない。ヨーク大司教

COUNTIES

DIOCESES

Yorkshire
: East Riding
: North Riding
: West Riding

Lincolnshire
: Holland
: Kesteven
: Lindsey

＜参考図＞

COUNTIES AND DIOCESES
OF ENGLAND AND WALES
IN THE LATER MIDDLE AGES

自身の“司教管区”にいたっては構成がさらに複雑で、ヨークシャのほか
 かにノッティンガムシャ (Nt) の全域を含み、さらに西方においてはラン
 カシャ (La)・ウェスマランド・カムパランドの各州のそれぞれ一部
 をも含んで大ブリテン島の中央部を横断している。最後にコヴェント
 リ＝アンド＝リチフィールド司教管区は、まずチェシャ (Chs)・ダービ
 シャ (Db)・スタファードシャ (St) の3州の全域を含み、そのほかにラン
 カシャ・シュロプシャ (Sa)・ウォリクシャ (Wa) のそれぞれ一部にも及
 んでいた。

王国 regnum の区分としての州と教会 sacerdotium の区分としての
 司教管区とは、このように対応関係においてきわめて多様であった。本
 節の結びとしては、すでに周知の事実ではあるがこの多様な対応関係を
 再確認しておきたい。しかもこの多様性は、それぞれの下位区分すなわ
 ちハンドレッド・司教補佐管区においてさらに増幅される。

[III]

王国が shire ⇨ hundred ⇨ township と区分される一方で、教会は
 province ⇨ diocese ⇨ archdeaconry ⇨ rural deanery ⇨ parish と
 区分されていた。司教管区が概して複数の州を包括することは、今しが
 た再確認した通りである。では州とは、教会の側でいえばどのような区
 分に相当するものか。バーロウの概説では、各州がしばしば1補佐管区
 に相当し、州の下位区分としてのハンドレッドが地方主任司祭管区に相当
 するかに述べられている¹⁾。またヨークシャでは補佐管区の設定
 に当って各ライディングの区分が適用された²⁾ というが、それはどの程
 度に正確であるか。筆者の手持ちの史料・文献だけでは、ハンドレッドと
 地方主任司祭管区との対応関係に関する詳細な検証が不可能である。し
 かし州と司教補佐管区との関係については *Victoria History of the
 Counties of England* からかなりの情報がえられるので、この節では
 若干の州の事例にそくしてその情報の要点を摘出しておきたい。

1) Barlow (1979), p. 159.

2) *Ibid.*, p. 49.

(1) Hertfordshire

最初にハーファド州³⁾をとりあげるのは、この州が教会系列の裁判管轄“圏”の構成において異例なまでに複雑であるからにはほかならない。

<第1図>²⁾は1535年の時点におけるその分裂状況を示したものである。これに限らず以下の州別の教会地図では、州内の司教補佐管区の区分を地紋の相違で示した。その管区が隣接州にも続くときは、同じ地紋が州外に及ぶこともある。

1) V. C. H. *Hertfordshire*, iv, 362 ff. この州の例だけに限らずこの州史の“Ecclesiastical History”を含む巻には“Ecclesiastical Divisions of the County”の項目があり、州によって情報に疎密の差があるにしても内部構成の概略を知りうる。

2) 典拠は同書所収の“Ecclesiastical Map of Hertfordshire”(*Ibid.*, facing page 365.)である。なお“1535年”とはこの原図が同年の *Valor Ecclesiasticus* に準拠していることによる。ほかの大半の州に関しても、教会地図は同じ史料に準拠して作成されている。

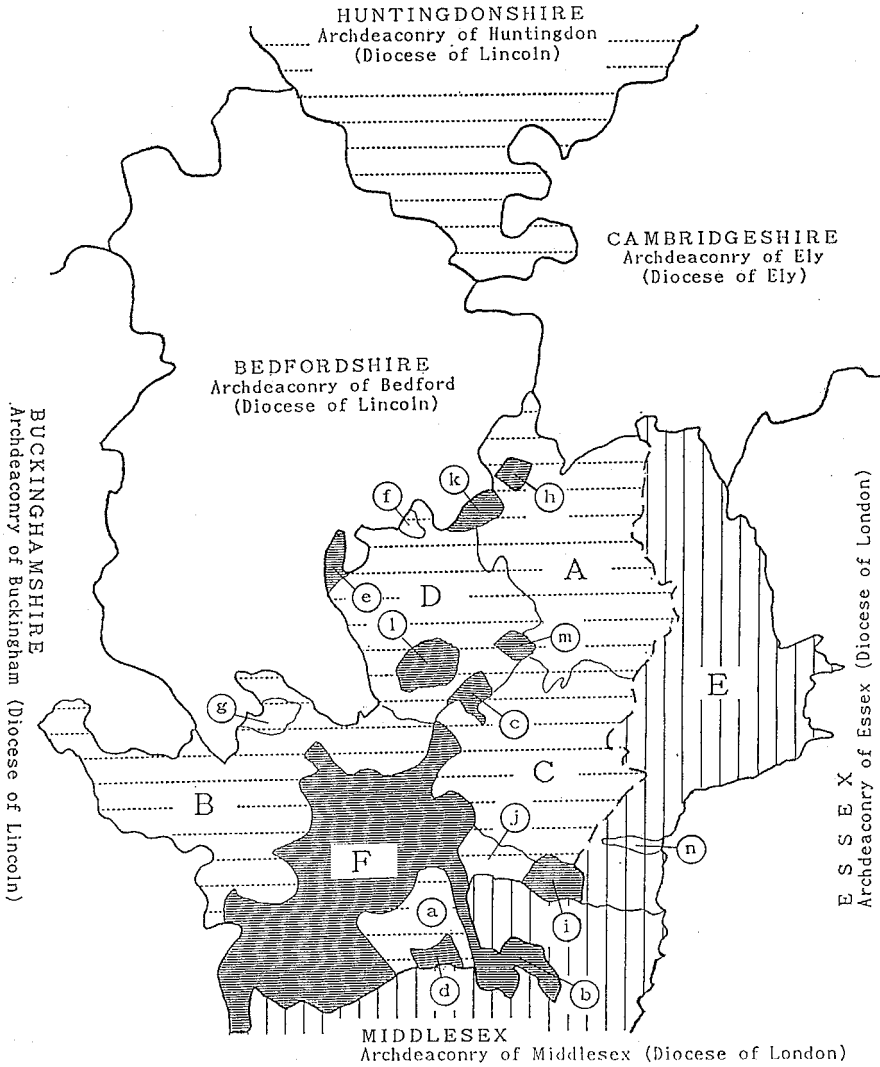
州内の地方主任司祭管区の区分と地図の記号との対応関係は次の通りである。

- A Deanery of Baldock (Archdeaconry of Huntingdon)
- B Deanery of Berkhamstead (Archdeaconry of Huntingdon)
- C Deanery of Hertford (Archdeaconry of Huntingdon)
- D Deanery of Hitchin (Archdeaconry of Huntingdon)
- E Deanery of Braughing (Archdeaconry of Middlesex)

この5主任管区のうちでA・B・C・Dの4管区はハンティンドン補佐管区に含まれるので、ハンティンドン州と同じ地紋で示した。最後のEすなわちブラフィングの主任管区だけは、ミドルセクス司教補佐の裁判管轄権に帰属する。Eの地紋をミドルセクスの地紋と共通にしたのはそのためである。

ほかに“F”として“聖オールバンズ司教補佐管区 Archdeaconry of

HERTFORDSHIRE AND THE SURROUNDING COUNTIES (1535)
RURAL DEANERIES AND THE ARCHDEACONRY OF ST ALBANS



<第1図>

St Albans”すなわち聖オールバンズ修道院長の裁判管轄“圏”があり、その飛び地が州の内外に散在する。飛び地はFと同じ暗色の地紋で示した。

要するにハーファード州は独自に補佐管区を構成することなく、一部はハンティンダン補佐管区³⁾に、また一部はミドルセクス補佐管区に含まれ、上位区分においてはリンカン・ロンドンの2司教管区に分割されていた。聖オールバンズ司教補佐管区は後述の通りいわゆる“免属”の司教補佐管区であり、前出の〔第1表〕には記載されていない。

3) ハンティンダン・ケムブリヂ・ハーファード3州はもともと同一の司教補佐に委ねられていたが、1109年にケムブリヂ州がイーリ司教管区すなわちイーリ補佐管区としてリンカン司教管区から、またハンティンダン補佐管区から分離された結果としてハーファード州が飛び地になった。V. C. H. *Hrt.*, iv, 362.

小文字の記号は、それぞれ次の“聖堂区 parish”に対応する。

- a Aldenham and Shenley (Berkhampstead)
- b Chipping Barnet and East Barnet (Archdeaconry of St Albans)
- c Codicote (Archdeaconry of St Albans)
- d Elstree (Archdeaconry of St Albans)
- e Hexton (Archdeaconry of St Albans)
- f Holwell (Deanery of Shelford, Beds)
- g Markyate (Deanery of Dunstable, Beds)
- h Newnham (Archdeaconry of St Albans)
- i Northaw (Archdeaconry of St Albans)
- j North Nimms(Berkhampstead)
- k Norton (Archdeaconry of St Albans)
- l St Paul's Walden (Archdeaconry of St Albans)
- m Shephall (Archdeaconry of St Albans)
- n Wormley (under the Abbot of Waltham, Holy Cross, Essex)

バーカムステッド主任司祭は、オールドナムおよびシェンリの両聖堂区(a)のほかにノース = ニムズ聖堂区(j)を管轄した。これら3聖堂区は飛

び地として獲得したものではなく、後に聖オールバンズ補佐管区が形成された結果として分断されたものである。ホウルウェル聖堂区 (f) およびマーケット聖堂区 (g) は、ハーファド州内にありながらベドファド司教補佐管区に含まれ、それぞれにシェルフアド・ダンスタブルの主任司祭の支配下にあった。同様にウェアムリ聖堂区 (n) はウォールタム修道院長の裁判管轄“圏”に含まれ、そこにはブラフィング主任司祭の支配が及ばない。

聖オールバンズ補佐管区は州内の c・d・e・h・i・k・l・m の飛び地のほかに、ミドルセクス州に突出し両バーネト聖堂区 (b) にまで及んでいる。そのみかバキングラム州内でも 4 聖堂区を支配していた⁴⁾。

4) Abbot's Aston, Grandborough, Little Horwood, Winslow の 4 聖堂区がそれである (*Ibid.*, p. 363.)。これらは聖堂区単位での支配領域であって、州外所領のすべてではない。

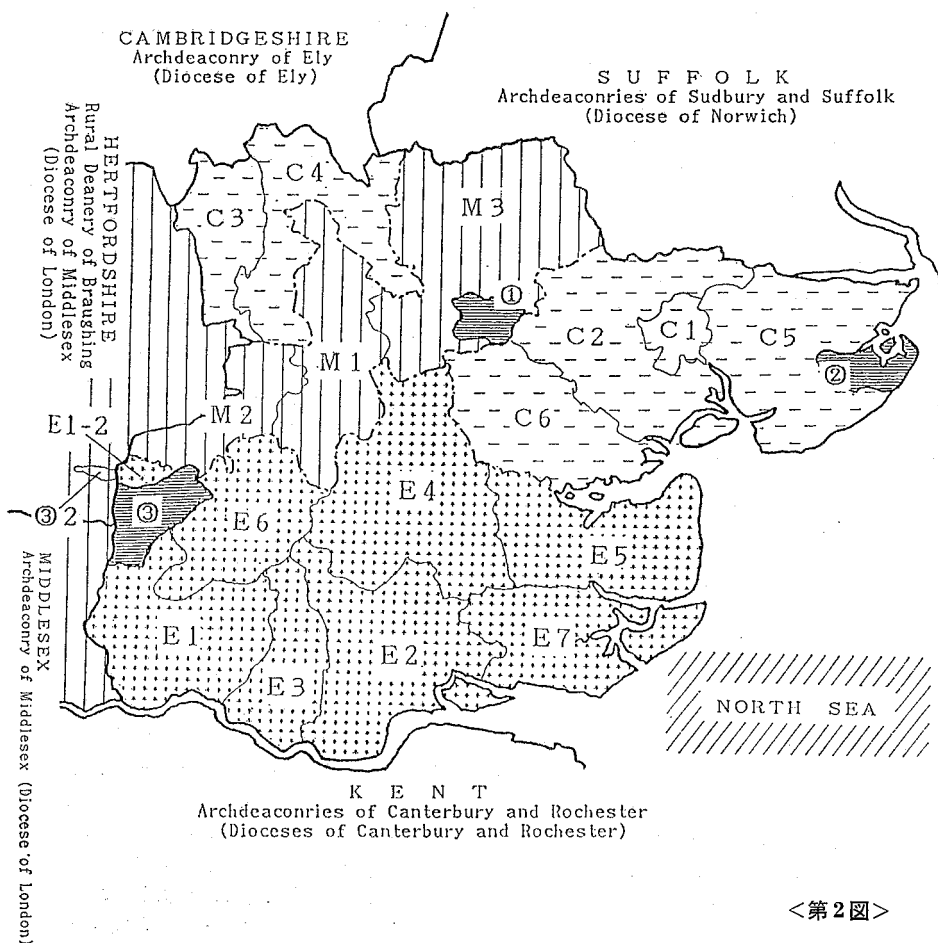
いずれにせよハーファド州は、中世における教会裁判管轄“圏”の複雑な構成に関する一つの典型例であろう。しかも同州は聖オールバンズ修道院の本拠地であり、この最大級の修道院の巨大な免属領域が設定された結果として、教会地図がさらに複雑になった。この領域にはリンカン司教系列の“正規の裁判管轄権”が及ばず、その意味でまさに“免属領域”であった。免属施設あるいは免属領域については、第 4 節であらためて言及する。地方主任司祭管区とハンドレッドとの対応関係については、ハーファド州内の 5 司祭管区のいずれについても完全な対応関係が認められない⁵⁾。

5) たとえばブラフィングの主任司祭管区は同名のハンドレッドの領域よりも広く、次の各聖堂区を包括していた。まず Amwell, Anstey, Barkway, Braughing*, Broxbourne, Buckland, Cheshunt, Eastwick*, Gilston*, Much Hadham, Great and Little Horstead, Hunsdon*, Layston, Meesden, Brent Pelham, Furneux Pelham, Sawbridgeworth*, Stanstead Abbots*, Bishops Cleeve, Thorley*, Ware*, Widford*, Wyddial があり、ほかに Stocking Pelham, Reed, Royston, Standon*, Thundridge*, Wormley の 6 聖堂区が追加される。ハンドレッドと重複するのは * 印の聖堂区だけで、ほかに Westmill 聖堂区はこのハンドレッドに含まれながらリンカン司教管区に帰属している。ウェアムリ聖堂区が

ウォールタム修道院長の管轄権に服属していたことはすでに述べた通りである。なおマッチ=ハダム聖堂区には付属の礼拝所管区 (chapelry of Little Hadham) があり、これも含めてブラフィング主任司祭の管轄下にあった。

(2) Essex

<第2図>は隣接のエセクス州の状況を示したものである⁶⁾。この州



では司教補佐管区の区分が複雑なので、地方主任司祭管区ごとにまとめて列挙した。地図の記号との対応関係は次の通りである。

Archdeaconry of Colchester

C1 Deanery of Colchester	C4 Deanery of Sampford
C2 Deanery of Lexdenster	C5 Deanery of Tendring
C3 Deanery of Newport	C6 Deanery of Witham

Archdeaconry of Essex

E1 Deanery of Barking	E4 Deanery of Chelmsford
E1-2 Deanery of Barking	E5 Deanery of Dengey
E2 Deanery of Barstaple	E6 Deanery of Ongar
E3 Deanery of Chafford	E7 Deanery of Rochford

Archdeaconry of Middlesex

M1 Deanery of Dunmow	M3 Deanery of Hedingham
M2 Deanery of Harlow	

ほかに免属領域については次の記号で示した。

- ① Jurisdiction of Canterbury
- ② Jurisdiction of Dean & Chapter of St Paul's, London
- ③ Jurisdiction of Waltham
- ③2 Jurisdiction of Waltham⁷⁾

6) V. C. H. Essex, ii, pp. 81 ff. 典拠は同書所収の“Ecclesiastical Map of Essex” (*Ibid.*, facing page 84.) であるが、原図には年代が明記されていない。しかしおそらくは<第1図>とほぼ同時期の状況を示したものと推定される。

7) この領域は<第1図>にも明示されている (n)。

この<第2図>から知られるように、エセクス州は司教補佐管区の区分からするとハーファード州にもまして複雑であった。まずミドルセクス
の司教補佐は、上記の通りハーファード州のブラフィング主任司祭管区を
も管轄し、しかもその支配領域はエセクス州内の3主任管区をも包含し
て、サファク州との境界線にまで及んでいた。またコウルチェスタの補
佐管区は、これによって東西に2分された形になっている⁹⁾。さらにエ

セクス補佐管区においても、バーキング主任管区がウォールタム修道院長の裁判管轄“圏”⁸⁾によって2分されている。

8) 前節注6)。

9) 正確に言えばコウルチェスタ補佐管区の領域自体がもともとミドルセクス補佐管区に含まれていたのであって、その一部がコウルチェスタ補佐管区として独立した。その際に M1・M2・M3 がミドルセクス司教補佐の管轄権のもとに残されたので、C3・C4 が飛び地の形になった。V. C. H. *Middlesex*, ii, 139.

(3) Middlesex

ではミドルセクス州自体については、どのような状況が見られるか。
＜第3図＞は同州の教会地図にロンドン周辺の拡大図を添えたもので、典拠はやはり『ヴィクトリア州史』である。この州は、全体として単一の地方主任司祭管区を構成している点で異色である。逆にいえばミドルセクス補佐管区は、ミドルセクス州にミドルセクス主任管区をもち、またハーファード州にはブラフィング主任管区を、さらにエセクス州内にも上記の3主任管区もっていた。従ってミドルセクス司教補佐にとってミドルセクス州とは、極言すれば配下の5主任管区中の1管区に過ぎない。

そのような事情からこの地図では州内の主任管区を区分する必要がないので、参考までに州内の免属領域の分布を示した。同様の領域は程度の差はあれほかの州にも点在するが、本稿のほかの地図ではその記載を省略した。免属領域とは、ミドルセクス司教補佐の裁判管轄権の適用除外の領域である。

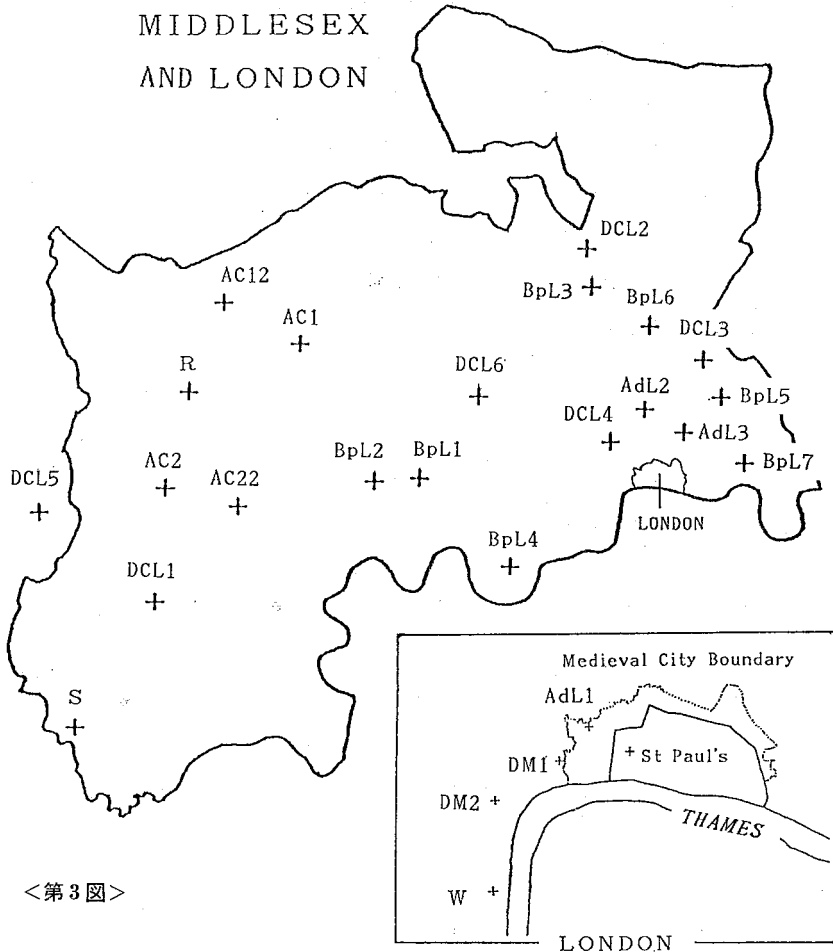
地図の記号は『ヴィクトリア州史』における“ ”内の文言に対応する¹⁰⁾。

AC: “peculiars of the Archbishop of Canterbury”

AC1: Harrow-on-the-Hill AC12: Pinner (後者は付属礼拝所)

AC2: Hayes AC22: Norwood (後者は付属礼拝所)

〔カンタベリ大司教はサリ州内の Croydon 主任管区を直轄の免属領域としており、この記号の聖堂所在地はその飛び地になっている。〕



<第3図>

AdL: “in the archdeaconry of London”

AdL1: St Andrew Holborn AdL2: St Mary Islington

AdL3: St Leonard Shoreditch

〔ロンドン司教補佐の裁判管轄権のもとにあり、ミドルセクス司教補佐との関係では免属領域になっている。〕

BpL: “probably subject directly to the bishop of London”

Acton, Ealing, Finchley, Fulham, Hackney, Hornsey, Stepney

[ロンドン司教直属と推定される領域。]

(数字は記載順に対応する。たとえば BpL7 は Stepney。)

DCL: “belonged to the dean and chapter of St Paul’s”

Chiswick, Friern Barnet, Stoke Newington, St Pancras, West
Drayton [Berks], Willesden

[ロンドン司教ではなくて司教座参事会直属。]

次の2聖堂は免属領域になっていない。

DM: “in the deanery of Middlesex (1244-48)”

St Clement Danes, St Martin in the Field

[これはミドルセクス主任の管轄権がこの2聖堂にも及んでいたことを示す。]

次の記号は地名の頭文字を示す。

R: Ruislip

[Bec 修道院所属。しかし14世紀以前におそらく免属特権を喪失。]

S: Staines

[1222年には条件付き免属, 1244-48年にはミドルセクス主任管区所属。]

W: Westminster Abbey

[ミドルセクス主任管区内にあるが, ミドルセクス司教補佐の管轄権からは免属。]

10) *Ibid.*, p. 139.

ミドルセクス州の免属領域などについて『ヴィクトリア州史』に特記されているところは以上の通りである。この州は主任管区の構成において単純ではあるが、細部に注目すれば同州もまた複雑であった。

なおロンドン補佐管区はロンドン市城域に相当し、主任司祭職は置かれていないという。免属領域の構成は同市においても複雑である¹¹⁾。

11) *V.C.H. London*, i, 400 ff. なおロンドン市の郊外境界線については “The Wards of London” (Christopher Brooke, *London 800-1216: The Shaping*

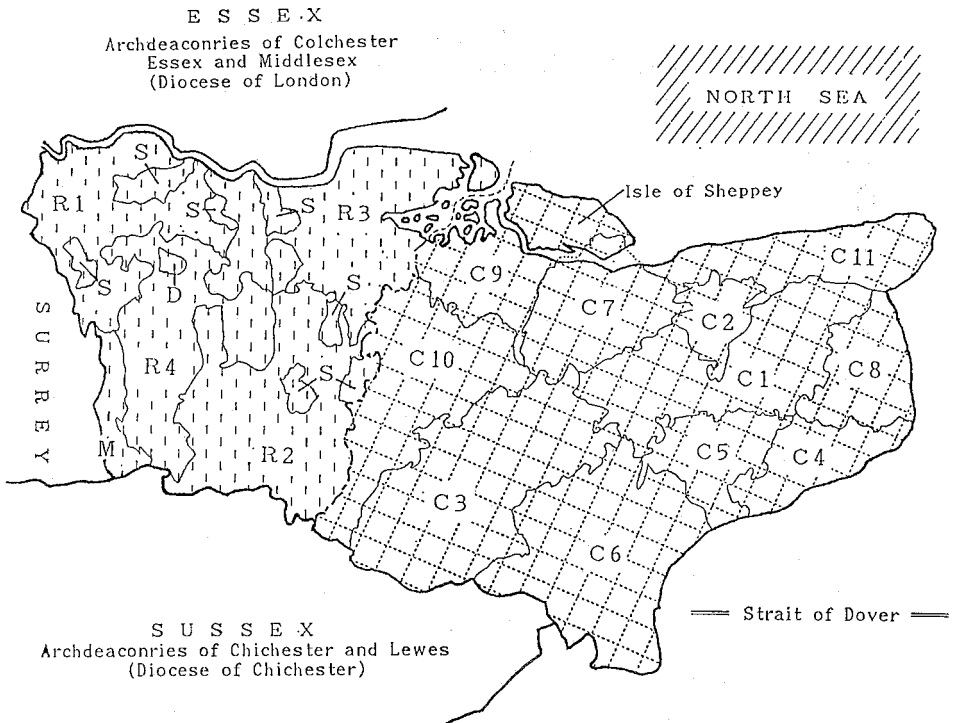
of a City, 1975, pp. 151-53) を参照して作図した。

(4) Kent

<第4図>はやはり『ヴィクトリア州史』によるケント州の教会地図である。この州はすでに述べたようにカンタベリ大司教自身の“司教管区”とロチェスタ司教管区とに2分され、しかも両者はいずれも単一の補佐管区になっている。地図の記号と地方主任司祭管区との対応関係は次の通りである。

<第4図>

K E N T AND THE SURROUNDING COUNTIES (1535)
RURAL DEANERIES



Archdeaconry of Canterbury (Diocese of Canterbury)

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| C1 Deanery of Bridge | C7 Deanery of Ospringe |
| C2 Deanery of Canterbury | C8 Deanery of Sandwich |
| C3 Deanery of Charing | C9 Deanery of Sittingbourne |
| C4 Deanery of Dover | C10 Deanery of Sutton |
| C5 Deanery of Elham | C11 Deanery of Westbere |
| C6 Deanery of Lympne | |

Archdeaconry of Rochester (Diocese of Rochester)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| R1 Deanery of Dartford (D) | R3 Deanery of Rochester |
| R2 Deanery of Malling (M) | R4 Deanery of Shoreham (S) |

[N. B.] 地図上ではそれぞれの飛び地を()内の記号で示した。

カンタベリ補佐管区については、特記すべき事項がない。ロチェスタ補佐管区について特色といえば、飛び地が目立つことであろうか。

(5) Yorkshire

カンタベリ大司教自身の“司教管区”は、あらためて述べるまでもなく、ロチェスタ司教管区とともに面積においてはむしろ最小級に属する。それに対してヨーク大司教自身の“司教管区”は、＜参考図＞から明らかなようにリンカン司教管区とならんで最大級の司教管区であった。＜第5図＞は州としてのヨークシャを、いいかえるとヨーク“司教管区”の一部を示したものである。地図上の点線は、ライディングの境界線である。

Archdeaconry of Cleveland (Diocese of York)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| C1 Deanery of Bulmer | C3 Deanery of Ryedale |
| C2 Deanery of Cleveland | |

Archdeaconry of East Riding (Diocese of York)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| E1 Deanery of Buckrose | E3 Deanery of Harthill |
| E2 Deanery of DICKERING | E4 Deanery of Holderness |

Archdeaconry of Richmond (Diocese of York)

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| R1 Deanery of Boroughbridge | R3 Deanery of Richmond |
| R2 Deanery of Catterick | |

Archdeaconry of York or West Riding (Diocese of York)

Y1 Deanery of Ainsty

Y4 Deanery of Pontefract

Y2 Deanery of Craven

Y5 Deanery of Christianity
of York

Y3 Deanery of Doncaster

YORKSHIRE AND THE SURROUNDING COUNTIES (1535)
RURAL DEANERIES

<第5図>



ヨーク“司教管区”が“territorial archdeaconries”すなわち司教補佐の“管区”形成の歴史において古いことは、第1節で指摘したところである。しかもパーロウによれば、前述の通りヨークシャでは補佐“管区”の設定に当って各ライディングの区分が適用されたということであるが<第5図>からも明らかなように北ライディングは2分され、また補佐管区の境界線とライディングの境界線とが一致しないところもある。従ってパーロウの記述については、それがあくまでも概説の記述であることを念頭におかなくてはならない。

4 補佐管区のうちではとりわけリチモンド司教補佐の管区が注目される。同補佐の管区は州内よりもむしろ州外に広く、ランカシャ・ウェスマランド・カムバランド3州のそれぞれ一部を包括しており、その点では前出のミドルセクス司教補佐のばあいと共通している。リチモンド補佐管区は、面積においてまさにイングランド最大の補佐管区であり、中規模の司教管区に相当する。

ヨーク補佐管区内の Christianity¹² of York (Y5) 主任管区は、ヨーク市域やその近郊のほか各地に飛び地をもっている。それに限らず飛び地や免属領域が多い点ではヨーク州も例外ではない¹³⁾。

12) Christianity: ecclesiastical jurisdiction, as in *Court of Christianity* (Court Christian, Christianitatis Curia); ruridecanal chapters, ruridecanal jurisdictions; whence *Dean of Christianity*=Rural Dean [O. E. D.]

13) V. C. H. *Yorkshire*, iii, 80 ff. に克明な記述がある。

(6) Somerset

最後に<第6図>によってサマセット州の内部構成を概観しよう。

Archdeaconry of Bath (Diocese of Bath and Wells)

B1 Deanery of Bath

B2 Deanery of Redcliffe

Archdeaconry of Taunton (Diocese of Bath and Wells)

T1 Deanery of Bridgewater

T4 Deanery of Pawlett

T2 Deanery of Crewkerne

T5 Deanery of Taunton

T3 Deanery of Dunster

Archdeaconry of Wells (Diocese of Bath and Wells)

W1 Deanery of Axbridge

W4 Deanery of Ilchester

W2 Deanery of Cary

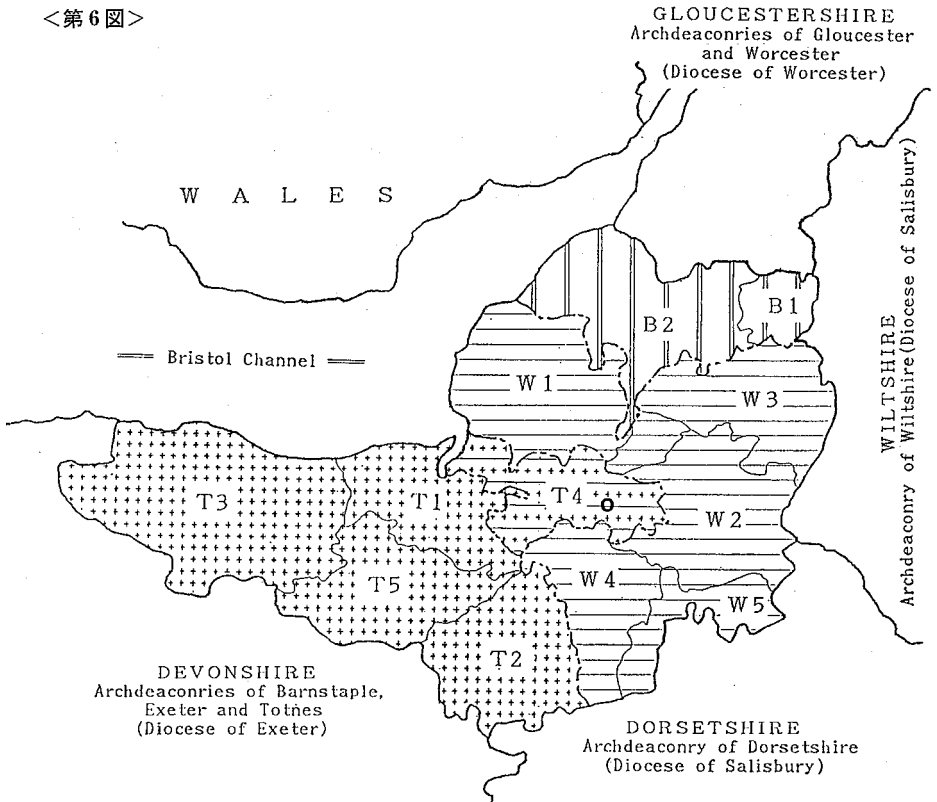
W5 Deanery of Marston

W3 Deanery of Frome

サマセット州は、ほぼ完全にパース＝アンド＝ウェルズ司教管区に対応する。この州でも免属領域が複雑に分布しているとはいえ、補佐管区や

SOMERSET AND THE SURROUNDING COUNTIES (1535)
RURAL DEANERIES

<第6図>



主任管区の区分に関してはまだしも単純である。

問題はポーリト主任管区 (T4) であり、この管区の東部にはグラストンベリ修道院長の裁判管轄“圏”すなわちグラストンベリ“司教補佐管区”がある。『ヴィクトリア州史』の本文の記述によれば、ポーリト主任管区はこの免属領域を別として、1291年の時点ではウェルズ補佐管区に含まれていた。しかし同じ州史の教会地図では1535年の時点でトーントン補佐管区の一部となっており、双方の不一致について説明がない。双方の記述がいずれも正しいとすれば、ポーリト主任管区はかつてウェルズ補佐管区に所属し、その後にトーントン補佐のもとに移管されたことになる。なおこの司教管区では司教が地方主任司祭を個別に任命せず、主任はその主任管区内の司祭の輪番制になっていたという¹⁴⁾。

14) V. C. H. Somerset, iii, 67.

この節ではわずか6州だけであるが、各州内の教会地図における複雑な様相が確認された。司教補佐職の実態検証に当たっては、このような管轄領域の実態をも念頭に置く必要がある。

[未完]